

2. 低年金・低所得者に対する年金給付の見直し

(最低保障年金関係)

- 最低保障年金のイメージ(読売案・毎日案) P1

(保険料軽減支援関係)

- 保険基盤安定制度(保険者支援制度)の概要 P3
- 平成19年度末における国民年金第1号被保険者の内訳 P4
- 保険料の減免・設定のイメージ P5
- 保険料軽減支援制度のイメージ P6
- 保険料軽減支援制度が各制度の収支に与える影響(イメージ図) P8
- 国民年金保険料の納付率に応じた給付の所得代替率 P9

(税方式関係)

- 「基礎年金 全額消費税で(平成20年1月7日 日本経済新聞朝刊1面)」(著作権の関係で資料のタイトルのみ掲載) P10
- 税方式と社会保険方式 P11
- 社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する定量的なシミュレーション(抜粋・要約版) P12

(単身低所得高齢者等加算関係)

- 単身低所得高齢者等加算のイメージ P18
- 高齢者の世帯構成 P19
- 高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準(単身・夫婦) P21
- 生活保護と公的年金の役割の違い P23
- 基礎年金月額と生活扶助基準額 P25
- 各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障 P26

2. 低年金・低所得者に対する年金 給付の見直し

最低保障年金関係

最低保障年金のイメージ

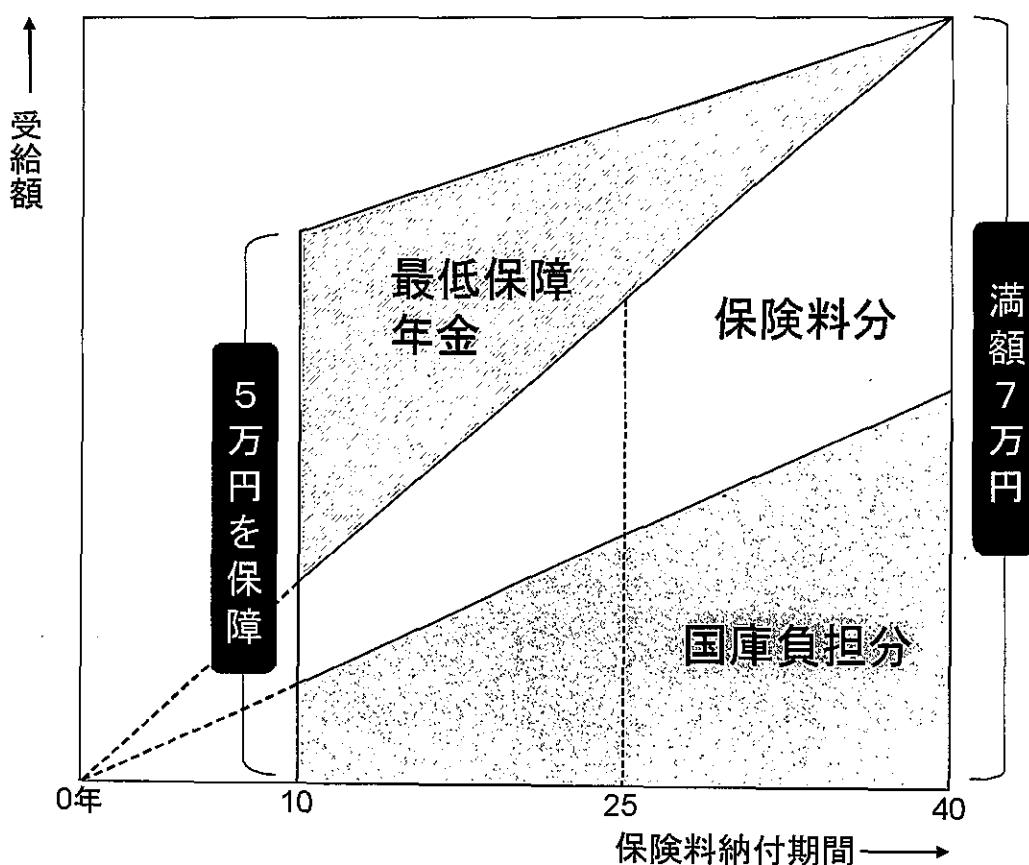
(読売新聞社案)

- 現行の社会保険方式を基本に、基礎年金の受給資格期間を25年から10年に短縮し、「最低保障年金」(※)の創設で月5万円を保障。

※ 年収200万円以下の高齢者世帯に限定。

- 基礎年金の満額を税財源の追加投入により月7万円に引上げ。

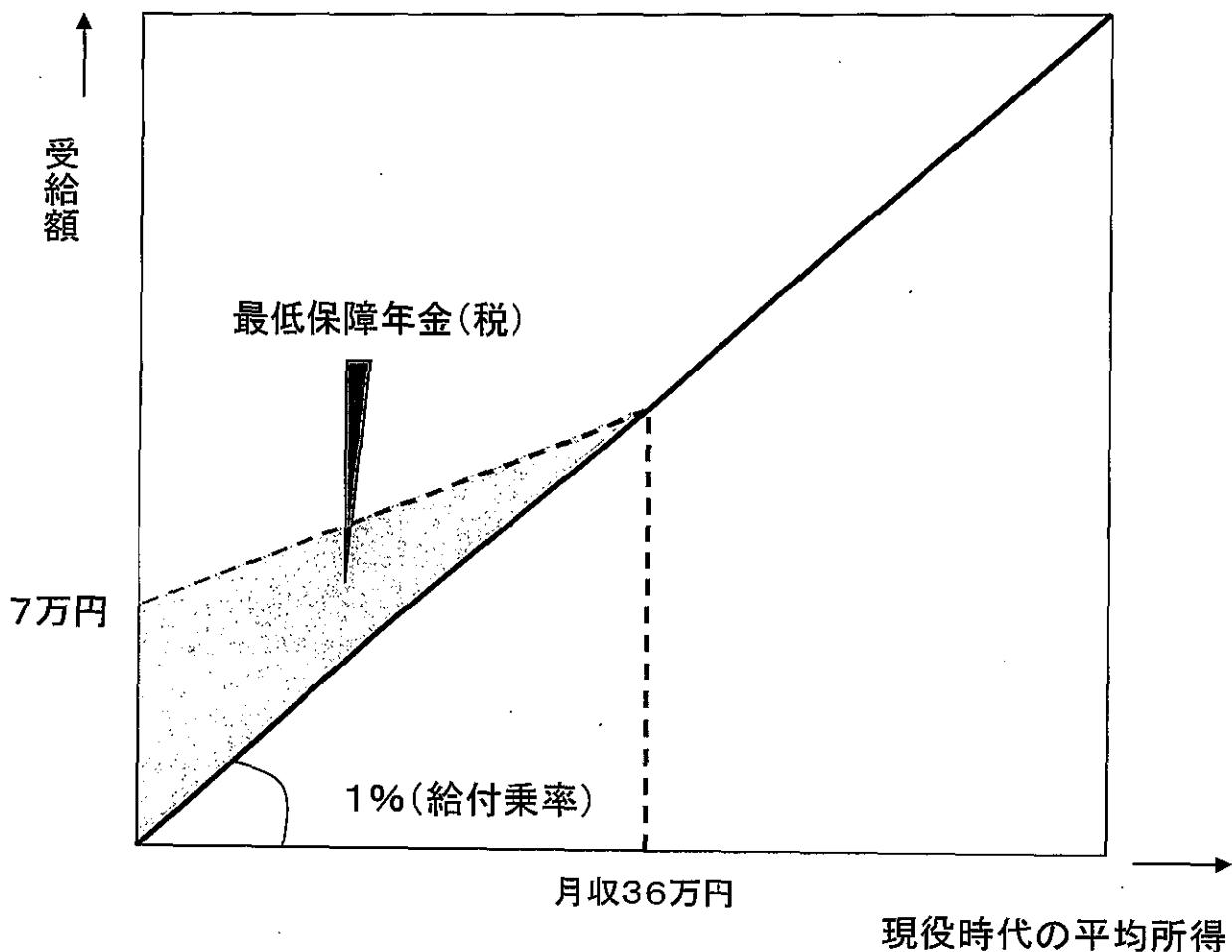
基礎年金部分 読売案では



(毎日新聞社案)

- 老後の所得が不十分な人には最低保障年金を支給（40年加入で7万円。現役時代の平均年収が600万円以上の場合、支給されない。）

毎日新聞社案「所得比例+最低保障」年金



保険料軽減支援關係

保険基盤安定制度(保険者支援制度)の概要(国保)

保険料軽減の対象となった一般被保険者数に応じて平均保険料の一定割合を公費で補填することにより、低所得者を多く抱える保険者(市町村)を支援し、中間所得者層を中心に保険料負担を軽減する。

(平成15年度より3年間の時限措置、平成18年度より更に4年間の延長)

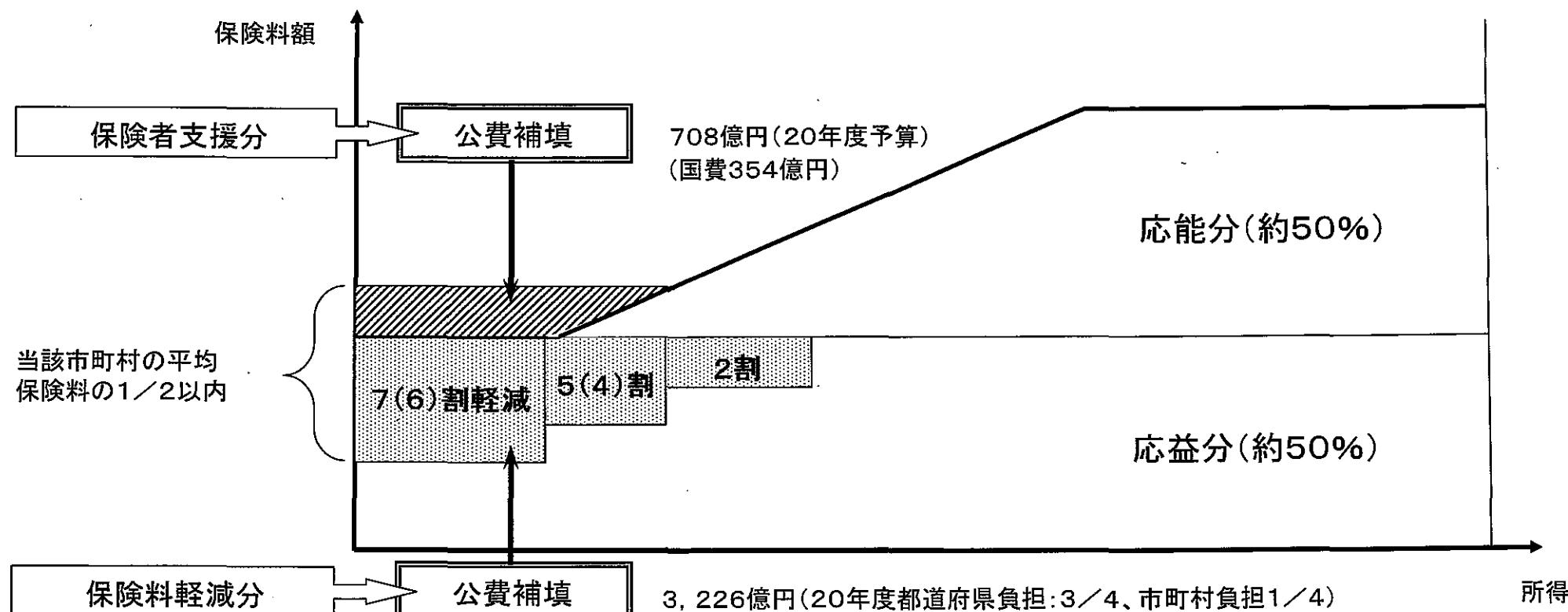
- 以下の式により算出した額を市町村一般会計から国保特別会計に繰り入れる。

(※)

一人当たり平均保険料収納額 × 保険料軽減世帯に属する一般被保険者数 × 一定割合

(※) 一定割合：7(6)割軽減世帯…12%(10%)，5(4)割軽減世帯…6%(5%)

- 保険者支援制度に対する公費負担割合 国：1／2、都道府県：1／4、市町村：1／4



平成19年度末における国民年金第1号被保険者の内訳(粗い推計)

(単位:万人)

	H19実績 (実際に当該免除を受けている者)	所得状況によって分類した場合	現行の免除基準	
			所得(収入) 単身世帯	所得(収入) 4人世帯
第1号被保険者(任意含む)	2,035 (100%)	2,035 (100%)		
第1号強制加入被保険者計	2,001 (98%)	2,001 (98%)		
全額免除	202 (10%)	521 (26%)	~57万円(122万円)	~162万円(257万円)
4分の3免除	27 (1%)	284 (14%)	~93万円(158万円)	~230万円(354万円)
半額免除	19 (1%)	169 (8%)	~141万円(227万円)	~282万円(420万円)
4分の1免除	8 (0%)	153 (8%)	~189万円(296万円)	~335万円(486万円)
若年者納付猶予	37 (2%)	103 (5%)	~57万円(122万円)	
学生納付特例	166 (8%)	251 (12%)	~141万円(227万円)	
法定免除	113 (6%)	113 (6%)		
免除、猶予なし	1,430 (70%)	410 (20%)		
第1号任意加入被保険者	34 (2%)	34 (2%)		

(注1)()内の%は、第1号被保険者の総数に対する割合である。

(注2)現行の免除基準は、申請者が世帯全員を扶養している世帯主である場合における申請者本人の所得(収入)の目安。

なお、申請免除は申請者本人、配偶者及び世帯主のそれぞれの前年の所得が、扶養状況に応じた免除基準に該当することが必要。

(注3)若年者猶予制度は、本人及び配偶者の前年の所得が、それぞれ全額免除基準に該当することが必要であり、

学生納付特例制度は、本人の前年の所得が半額免除基準に該当することが条件。

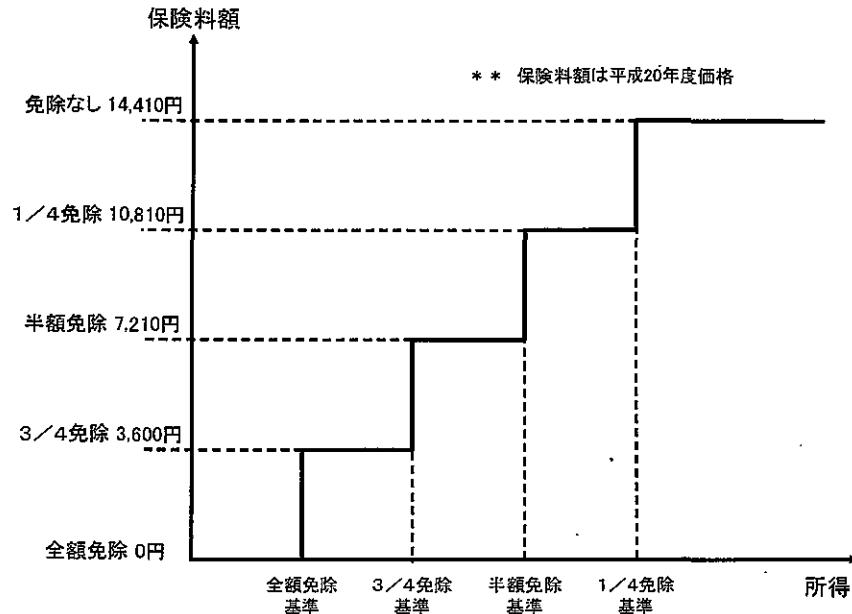
(注4)所得分布は、平成17年国民年金被保険者実態調査「所得特別調査」に基づく推計(平成16年所得)。調査対象者から、所得不詳、調査で学生と回答した者、16年度末に学生納付特例者であった者を除いて推計した。

(注5)任意加入被保険者及び法定免除者は、平成19年度末実績。

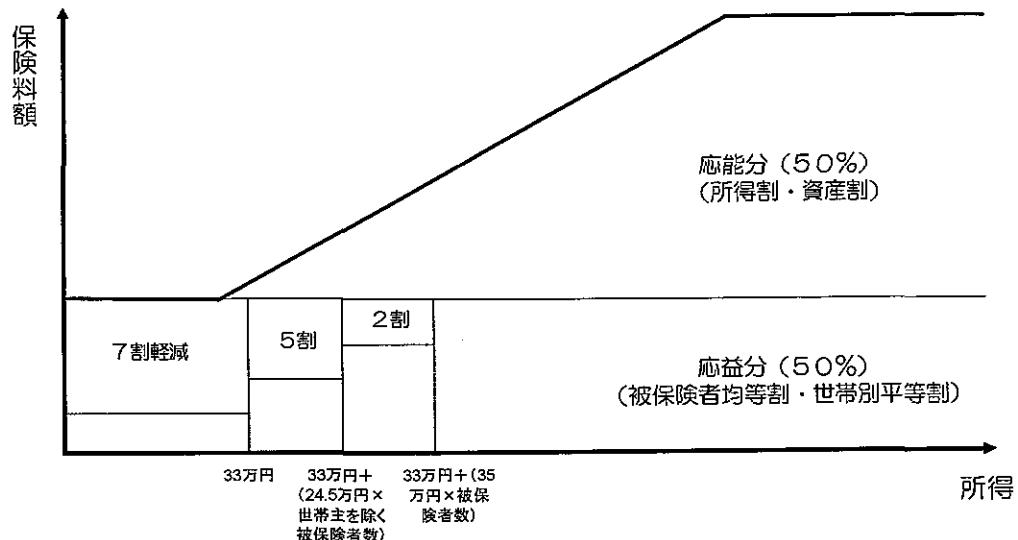
(注6)学生納付特例該当者は、平成17年国民年金被保険者実態調査及び平成19年度末時点の年齢別被保険者割合からの推計である。

<保険料の減免・設定のイメージ>

国民年金



国民健康保険



免除内容 (実質負担額)	免除基準 (単身世帯の場合)	免除基準 (2人世帯の場合)	免除基準 (4人世帯の場合)	免除基準の考え方
全額免除 (0円)	所得 57万円 収入 122万円 (月収 10.1万円)	所得 92万円 収入 157万円 (月収 13.1万円)	所得 162万円 収入 257万円 (月収 21.4万円)	市町村民税の均等割が非課税となる合計所得金額の額に準拠
4分の3免除 (3,600円)	所得 93万円 収入 158万円 (月収 13.2万円)	所得 142万円 収入 229万円 (月収 19.1万円)	所得 230万円 収入 354万円 (月収 29.5万円)	半額免除に係る所得税課税所得額の2分の1
半額免除 (7,210円)	所得 141万円 収入 227万円 (月収 18.9万円)	所得 195万円 収入 304万円 (月収 25.3万円)	所得 282万円 収入 420万円 (月収 35.0万円)	4人世帯の基礎的消費支出水準にあわせた所得要件をもとに算出
4分の1免除 (10,810円)	所得 189万円 収入 296万円 (月収 24.7万円)	所得 247万円 収入 376万円 (月収 31.3万円)	所得 335万円 収入 486万円 (月収 40.5万円)	半額免除に係る所得税課税所得額の2分の3

(注1)平成20年度の国民年金保険料は、月額14,410円

(注2)各欄の「月収」は「収入」を12で割ったもの

軽減内容	軽減基準 (単身世帯の場合)	軽減基準 (2人世帯の場合)	軽減基準 (4人世帯の場合)	軽減基準所得
7割軽減	所得 33万円	所得 33万円	所得 33万円	33万円
	給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	給与収入 98万円 (月収 8.2万円)	
5割軽減		所得 57.5万円	所得 106.5万円	33万円+(24.5万円×世帯主以外の被保険者数)
		給与収入 122.5万円 (月収 10.2万円)	給与収入 177.5万円 (月収 14.8万円)	
2割軽減	所得 68万円	所得 103万円	所得 173万円	33万円+(35万円×世帯に属する被保険者数)
	給与収入 133万円 (月収 11.1万円)	給与収入 171.9万円 (月収 14.3万円)	給与収入 273.1万円 (月収 22.8万円)	

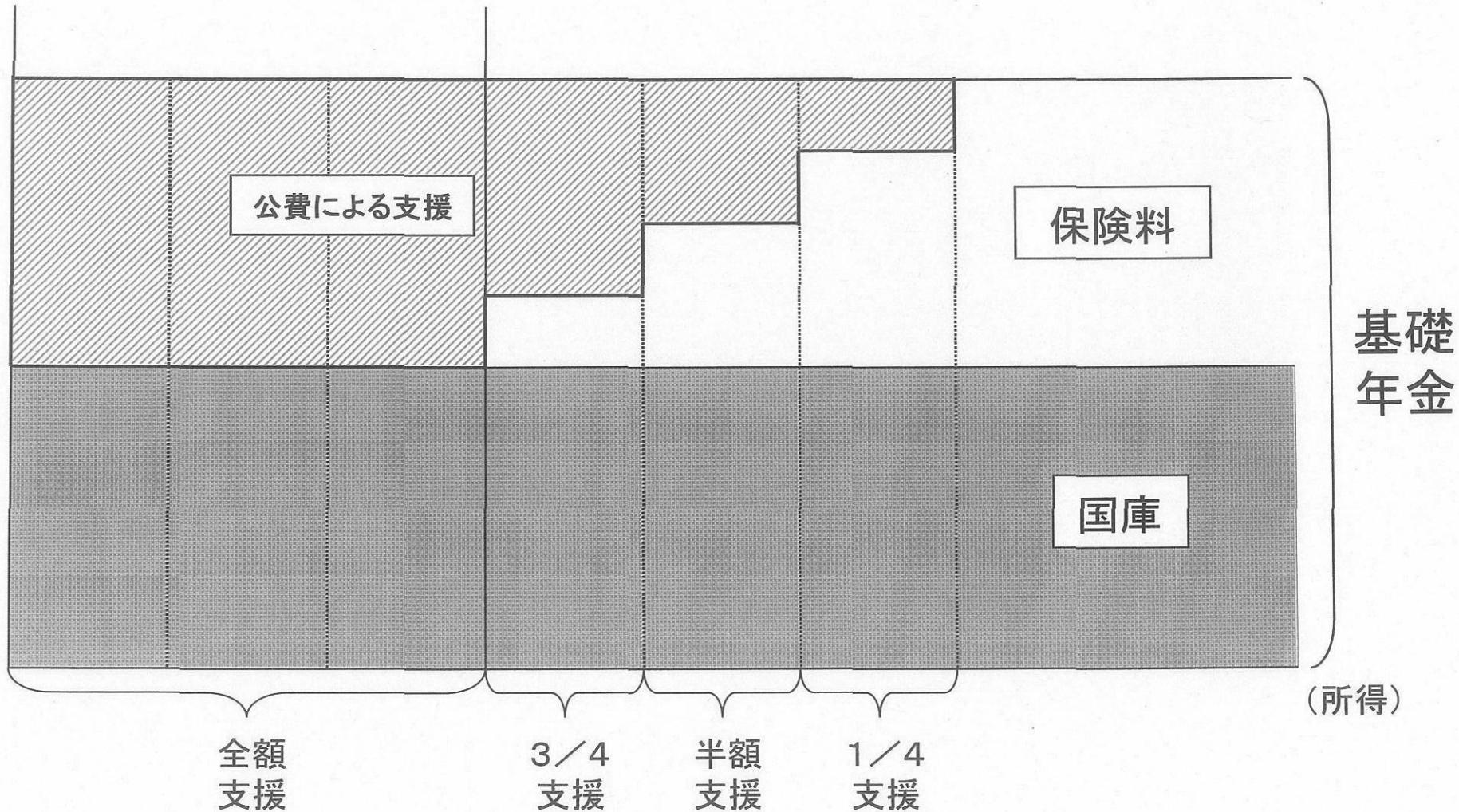
(注)各欄の「月収」及び「月額」は「収入」を12で割ったもの。

※国民健康保険料(税)の1世帯あたりの調定額 15.5万円(月額約1.3万円)

※国民健康保険料(税)の1人あたりの調定額 8.3万円(月額約0.7万円) (平成18年度国民健康保険事業年報より)

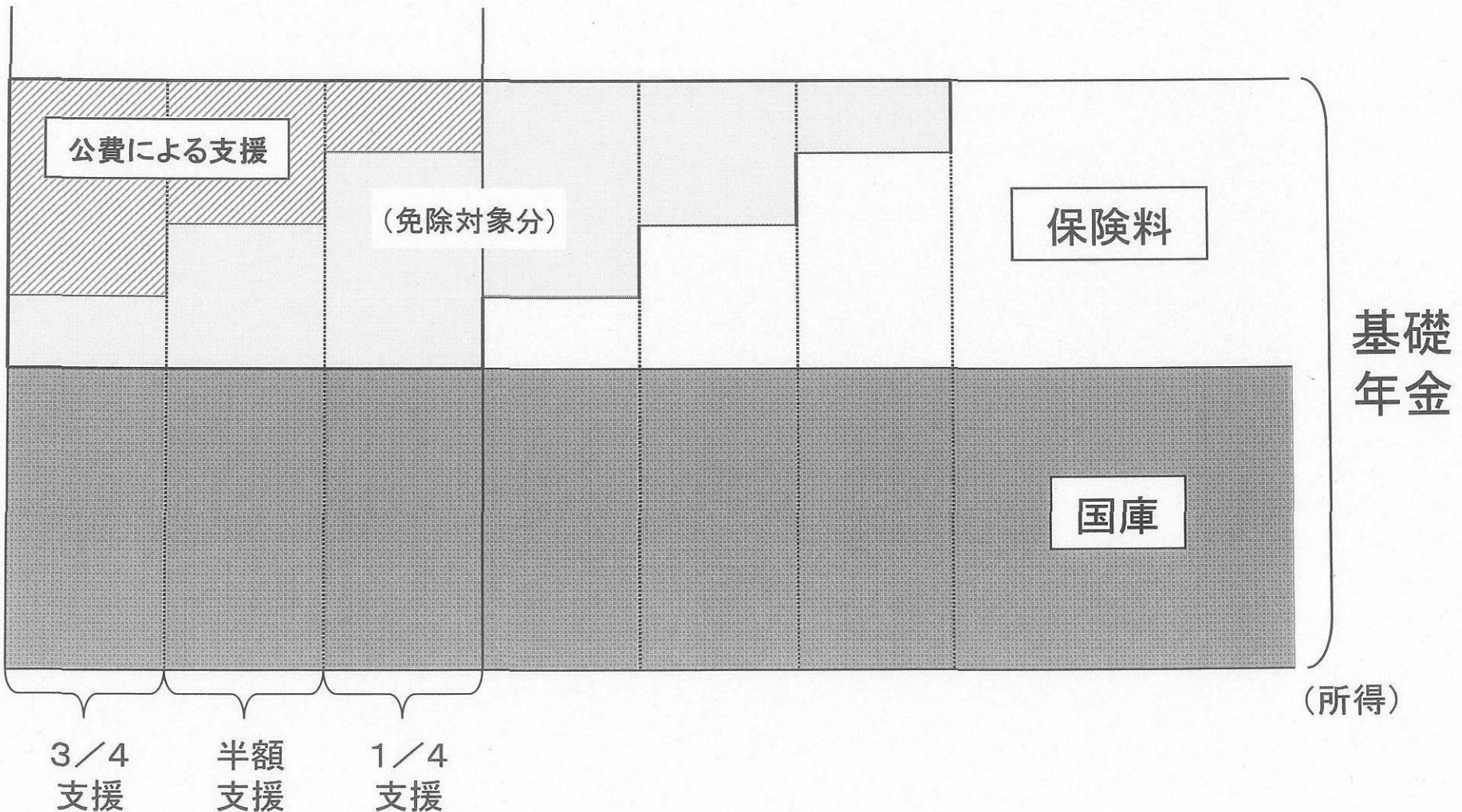
保険料軽減支援制度のイメージ

(支援基準を現行の国民年金の免除基準とした場合)



保険料軽減支援制度のイメージ

(支援基準を現行の国民健康保険の軽減基準程度とした場合)



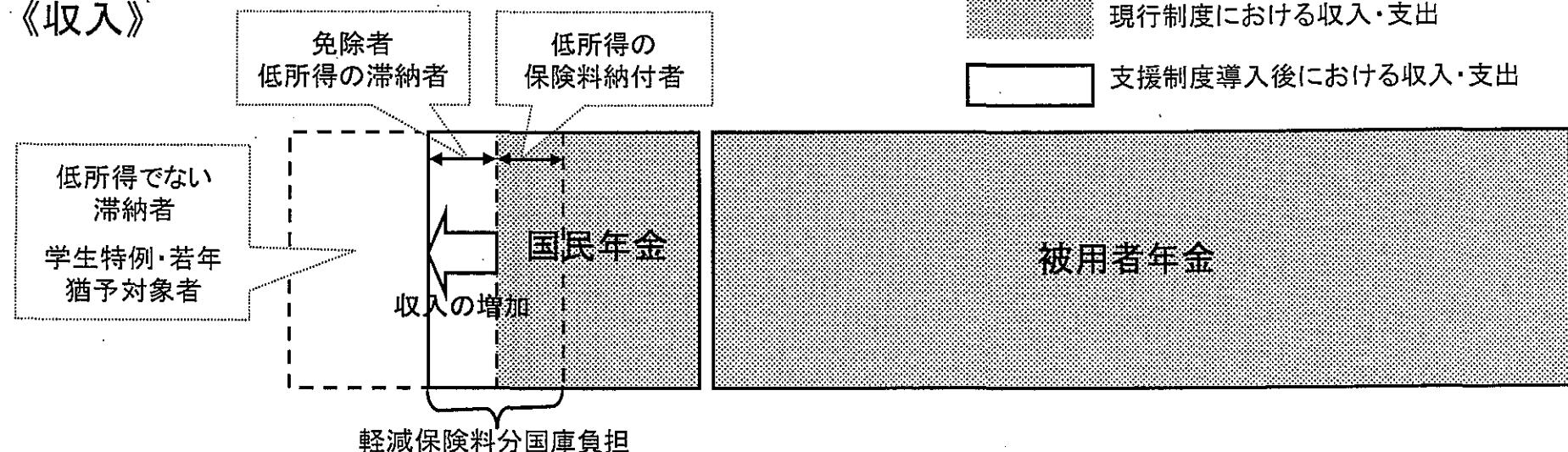
保険料軽減支援制度が各制度の收支に与える影響(イメージ図)

- 保険料軽減支援制度を導入することには、年金財政にとっては、国民年金の納付率が上昇するのとほぼ同様の効果を及ぼす。

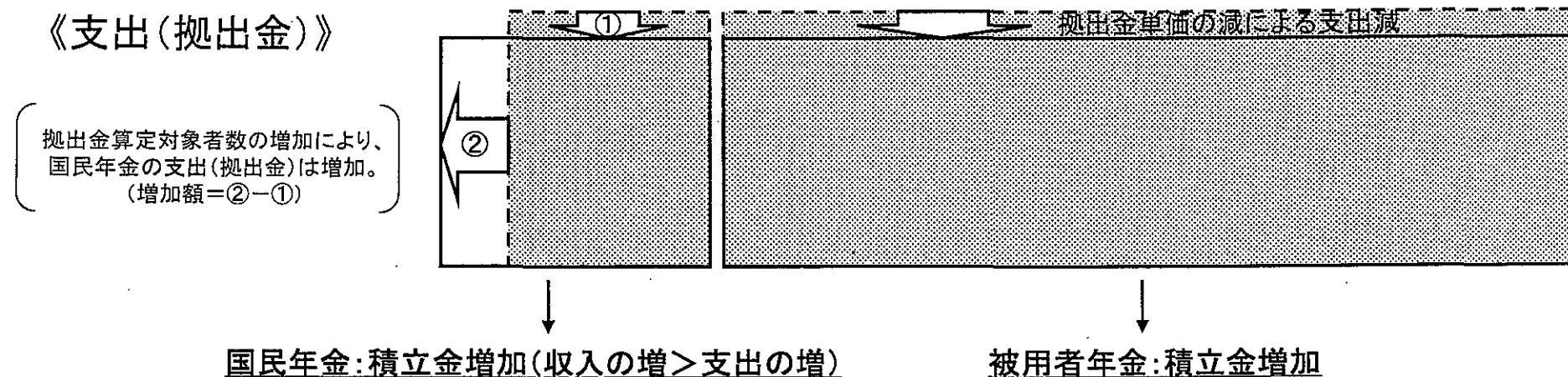
短期的な影響：国民年金の収入の増加、国民年金の拠出金の増加(収入の増加分が大きいため、積立金は増大)、被用者年金の拠出金の減少(それにより積立金は増大)

長期的な影響：長期的な財政には大きな影響はないが、若干のプラス影響。

《収入》



《支出(拠出金)》



国民年金保険料の納付率に応じた給付の所得代替率(社会保障国民会議「公的年金制度に関する定量的なシミュレーション結果」(平成20年5月))

- 国民年金保険料の納付率の前提が80%の場合の他に、65%とした場合及び90%とした場合について計算を行った。
- 納付率の前提を高く(低く)設定すれば、基礎年金給付費は若干大きく(小さく)なるが、その変化はそれほど大きくない。
※ 基礎年金全体の加入者数は7,000万人。このうち、国民年金の第1号被保険者は2,100万人であるが、国民年金保険料の納付率は、この2,100万人の中の免除者等を除いた1,600万人に関する納付率であるため、納付率の前提が基礎年金給付費全体に与える影響は小さい。

- 現行制度で国民年金の納付率の前提を置き換えた場合の見通し(名目額)

	基礎年金給付費				うち保険料負担分			
	2009	2015	2025	2050	2009	2015	2025	2050
納付率90%ケース	19	23	28	57	9	12	14	28
納付率80%ケース	19	23	28	56	9	12	14	28
納付率65%ケース	19	23	28	55	9	12	14	27

(注)保険料負担分は、各制度からの基礎年金拠出金のうちの保険料負担分を示している。

※ 各試算の保険料水準は、いずれも、

厚生年金 : 18.3% (2017年度～)

国民年金 : 16,900円 (平成16年度価格、2017年度～)

※ マクロ経済スライドにより調整された給付の所得代替率は、

納付率90%ケース : 51.8%

納付率80%ケース : 51.6%

納付率65%ケース : 51.1%

※ 経済前提は、ケースⅡ-1を用いている。

税方式関係

税方式と社会保険方式

		税方式	社会保険方式
基本的な仕組みと特徴		<ul style="list-style-type: none"> ○個人の保険料拠出を必要とせず、拠出にかかる在住年数等の要件で一律に給付。 *「公助」の考え方 ○恩恵的な性格が強い。 ○企業の役割が必ずしも明確ではない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定期間にわたって保険料を拠出し、拠出した程度に応じた額の年金を給付。(自律自助) *「自助」を通じた「共助」の考え方 ○権利的な性格が強い。 ○企業の役割を明確に位置付け(事業主負担)
負担	拠出と給付の関係	○対応関係がないため、不明確。	○全体でも個人単位でも対応し、明確。
	負担する者	○現役世代だけでなく高齢者も一定程度負担する。	○現役世代のみが負担する。
	引上げの現実性	○理解を得にくい。	○税財源よりも理解を得やすい。
	引上げの実績	租税負担率(対NI) 18.9%(1970)→21.5% (2005)	社会保障負担率(対NI) 5.4%(1970)→14.4%(2005)
	財政運営の安定性	○他政策との競合、景気変動に伴う税収変動等の影響を受けやすい。	○長期的収支計算に基づいて安定的に財政運営。 * 保険料も景気変動等の影響を受けるが長期的には給付も連動するので影響は小さい。
給付	給付水準	○社会保険方式と比較して低水準になりやすい。	○税方式と比較して満額給付を高水準にしやすい。ただし、保険料拠出が十分でない場合、低年金になる。(低所得者には保険料免除)
	所得制限	○所得水準等による給付制限を行われ易い	○基礎年金には所得制限は馴染まない。
	生活保護との関係	○生活保護との関係の調整が必要。 * 高齢者に対する生活保護を廃止する等。	○生活保護とは役割が異なるので調整は必要ない。(生活保護制度の中で給付額を調整)

(注)現行の社会保険方式から税方式に移行する場合、

- 現行の事業主負担がなくなる一方で巨額の税財源が必要になり、医療や介護の財源との関係も含めて整理が必要。
- 満額の給付額を現行と変更しないのであれば、未納による無年金・低年金者を救済する性格の強い政策になる。逆に、既に保険料を納付したり、既に受給している人に別途給付を行えば、さらに巨額の財源が必要になる。

社会保障国民会議における検討に資するために行う公的年金制度に関する 定量的なシミュレーション(抜粋・要約版)

1. シミュレーションの経緯等

- 社会保障のあるべき姿について国民に分かりやすく議論を行うことを目的として、本年1月、「社会保障国民会議」が設置され、その下に、年金・雇用を議論する「所得確保・保障分科会」など3つの分科会が設置された。
- 「所得確保・保障分科会」においては、公的年金制度のあり方の検討に当たり、「定性的な議論」だけでなく「定量的な議論」も行えるようシミュレーションを行うこととなり、客観的で中立的なシミュレーションとなるよう、分科会で作業の「前提」が整理された(4月30日第3回分科会)。
 - (作業前提のポイント)
 - ・客観的・中立的なシミュレーションを行うため、試算の基礎データを開示し、第三者が再検証できるようにする
 - ・現在各方面から提案されている案を念頭に置き、①現行制度、②社会保険方式を前提とした修正案、③税方式化を前提とした提案、について複数のシミュレーションを行う
 - ・「マクロ試算」(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示した試算)と「ミクロ試算」(個々の家計等に与える影響を示した試算)を行う
- 5月19日の第4回分科会において、シミュレーションの結果が報告された。なお、試算の詳細なデータは以下のURLで公開されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/syakaihosyoukokuminkaigi/>

2. シミュレーション結果

(1) マクロ試算(基礎年金の将来の保険料負担や国庫負担の財源規模を示した試算) [税方式化案のシミュレーション]

- 国庫負担1/2を超えて「追加的に必要となる税財源」とその「消費税率換算」は、以下のとおり。

年 度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算
2009年度 (移行当初)	14兆円	5%	9兆円	31/2%	24兆円	81/2%	33兆円	12%
	[現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 5兆円]		[現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 0兆円]		[現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 14兆円]		[現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 24兆円]	
2050年度	35兆円	7%	32兆円	6%	42兆円	8%	50兆円	91/2%

* 上記のほか、国庫負担割合を現行から1/2に引き上げるために、消費税率換算で約1%の税財源が必要

(注)各ケースについては、過去の保険料納付実績の給付への反映について、以下のとおり想定。

ケースA：過去の納付状況に関係なく一律給付

ケースB：過去の保険料未納期間に応じて減額

ケースC：過去の保険料納付相当分を加算(3.3万円相当)して給付

ケースC'：過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算(6.6万円相当)して給付

(2) ミクロ試算(現行制度と税方式化案がそれぞれ家計に与える影響を示した試算)

* マクロ統計であるSNA(国民経済計算)における平成18年度国内家計最終消費支出は約283兆円。一方、今回の試算に用いた家計調査における1世帯当たり消費支出(年間310万円)に世帯数(5,000万)を乗じても約150兆円であり、マクロ統計との対比で明らかに過小。
⇒統計の制約上、家計調査を用いて試算せざるを得ないが、結果の解釈には十分な留意が必要。

《家計》

①勤労者世帯モデル

すべての所得階層において、「基礎年金分の保険料軽減額」 < 「消費税負担の増加額」

⇒負担増

②自営業者等世帯モデル

概ね、「基礎年金分の保険料軽減額」 > 「消費税負担の増加額」

⇒負担減

ただし、かなりの高所得者層と、保険料免除の対象となるような低所得層においては、

「基礎年金分の保険料軽減額」 < 「消費税負担の増加額」

⇒負担増

③年金受給者世帯モデル

消費税負担が増加 (ただし、上記の「ケースA」「ケースC」の場合は、年金給付も増加する場合あり)

⇒負担増

《企業》

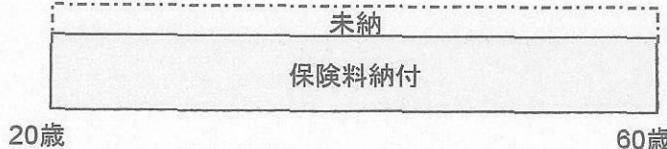
基礎年金分の保険料のうち事業主負担分がなくなる

⇒負担減

< 移行パターンのイメージ >

(現役時代の拠出の状況)

税方式導入時、すでに受給している者



(税方式導入後、受給する給付額)

(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付

一律の基礎年金

(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額

未納期間分を減額

保険料納付期間分の基礎年金

(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付

上乗せ給付

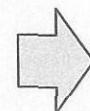
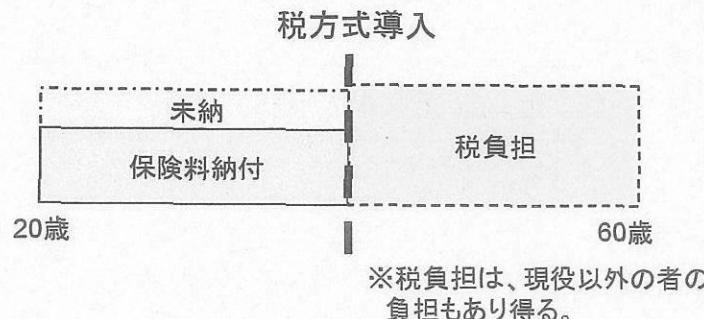
一律の基礎年金

(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付

上乗せ給付

一律の基礎年金

現役時代の途中で税方式導入となった者



(ケースA) 過去の納付状況に関係なく一律給付

一律の基礎年金

(ケースB) 過去の保険料未納期間に応じて減額

未納期間分を減額

保険料納付期間分

一律の基礎年金

(ケースC) 過去の保険料納付相当分を加算して給付

上乗せ給付

一律の基礎年金

(ケースC') 過去の保険料納付相当分に公費相当分も加算して給付

上乗せ給付

一律の基礎年金

導入前期間に見合う給付 ← → 導入後期間に見合う給付

○ マクロ試算のシミュレーション結果(マクロ試算3-1)

各移行パターンごとの追加財源の規模と消費税率換算(ごく粗い機械的試算)

[経済前提：ケースII-1] (平成19年2月暫定試算の「基本ケース」)

- ・ 移行パターンA～Cのそれぞれについて、現行制度の基礎年金国庫負担(1/2分)を超えて追加的に必要になる財源を計算し、その消費税換算率を算出した。

基礎年金を税方式にした場合の追加財源の規模と消費税率換算について

年度	ケースA		ケースB		ケースC		ケースC'	
		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算		消費税率換算
2009年度	14兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 5兆円〕	5 %	9兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 0兆円〕	3 1/2 %	24兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 14兆円〕	8 1/2 %	33兆円 〔現行保険料の振替 9兆円 切替時の追加的負担 24兆円〕	12 %
2015年度	17兆円	5 1/2 %	12兆円	3 1/2 %	28兆円	8 1/2 %	39兆円	12 %
2025年度	20兆円	5 %	15兆円	3 1/2 %	31兆円	8 %	42兆円	10 1/2 %
2050年度	35兆円	7 %	32兆円	6 %	42兆円	8 %	50兆円	9 1/2 %

- ・ 平成20年度の予算における基礎年金国庫負担割合は37.3%(1/3 + 40/1000)であることから、上記の消費税率換算の他に、国庫負担割合1/2にまで引き上げるための財源として、約1%が追加的に必要になる。

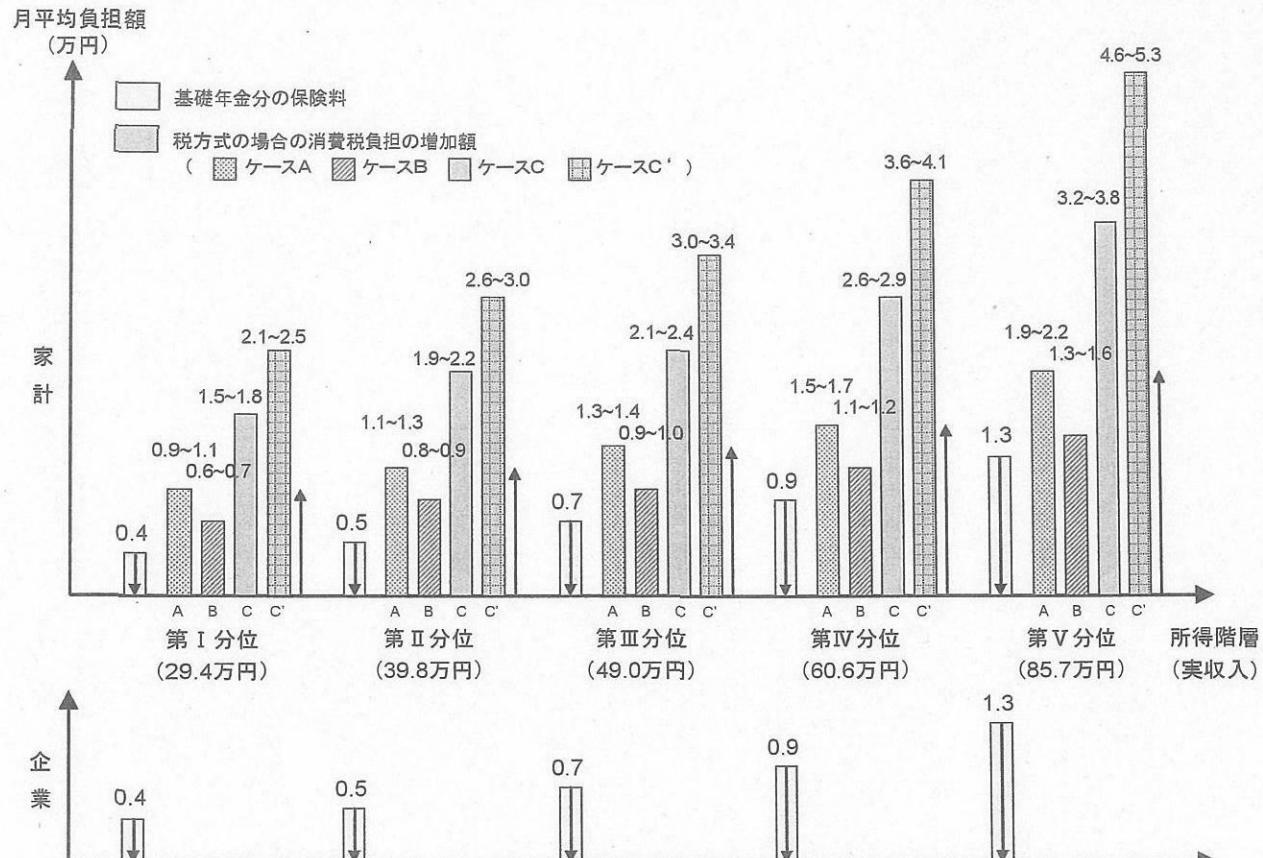
※ 経済前提:ケースII-1の場合における移行パターンの各ケースごとのシミュレーション結果を示している。

なお、比較対象とする現行制度における国民年金保険料の納付率の前提是80%の場合としている。経済前提の違いによる影響についてはマクロ試算5-2を参照。

※ 消費税率換算に用いた消費税収は、将来、経済成長率と同程度に伸びるものとして計算している。

○ ミクロ試算のシミュレーション結果(ミクロ試算 1~4)

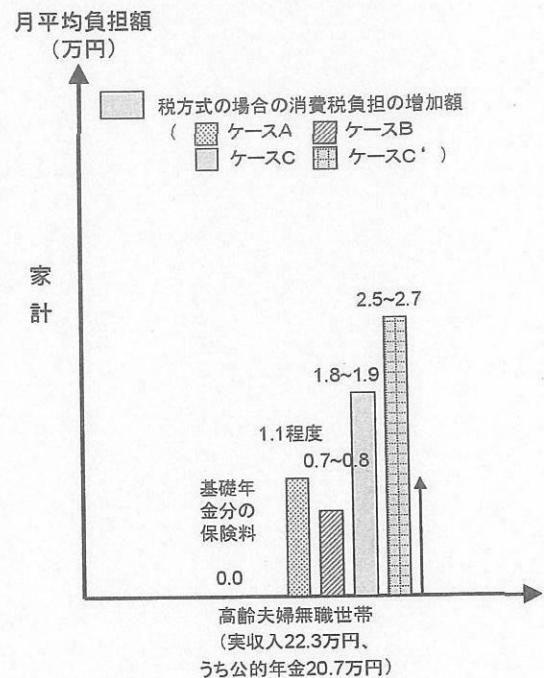
[勤労者世帯モデルのケース]



※1 「勤労者世帯」の定義は「世帯主が会社、官公庁、学校、工場、商店などに勤めている世帯」となっており、妻が専業主婦の世帯や共働き世帯など様々な形態の世帯が含まれている。平成19年家計調査では、平均世帯人員3.45人、平均有業人員1.66人となっている。

※2 基礎年金分の保険料は、家計調査における勤労者世帯の公的年金保険料支払額に基礎年金分の保険料割合(4.0%/14.996%)を乗じた額としている。

[年金受給世帯モデルのケース]



[ケースA]

低年金・無年金だった者の場合は、年金給付額が増加する。

[ケースB]

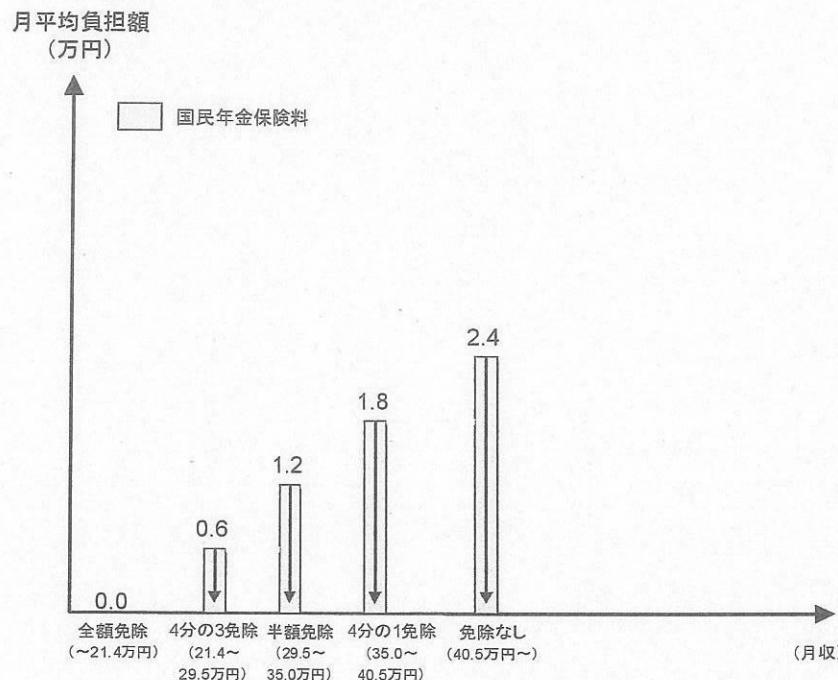
年金給付額に変化なし。

[ケースC]

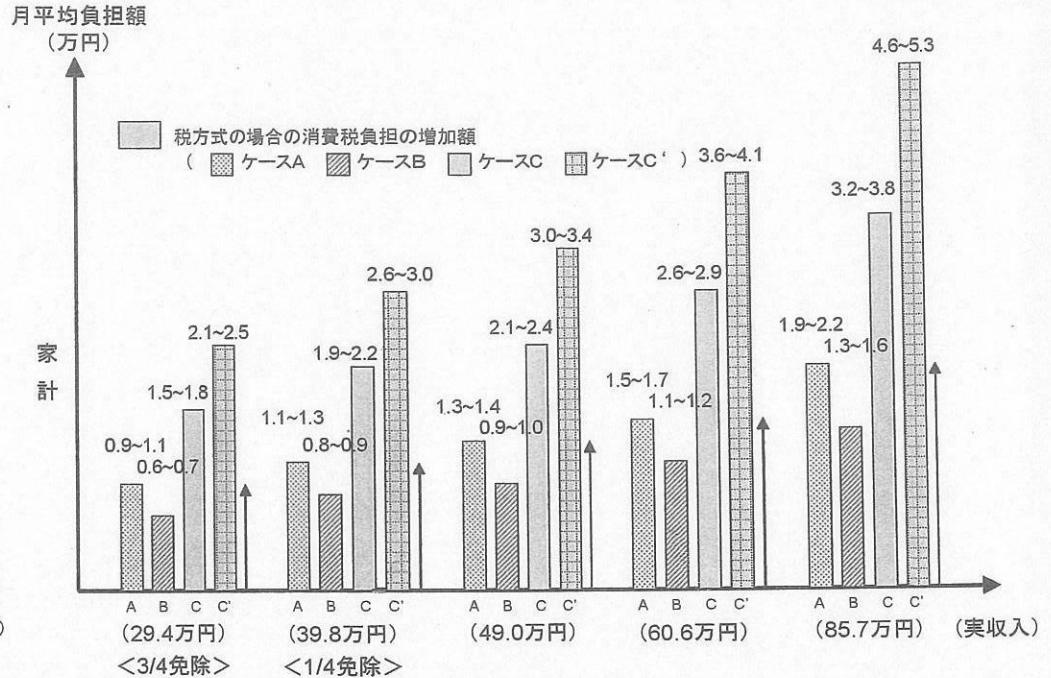
低年金・無年金だった者の場合は満額の基礎年金が支給されるとともに、過去の保険料納付に見合った加算が行われ、年金給付額が増大する。

〔自営業者等世帯モデルのケース〕

国民年金保険料の軽減額



収入階級別にみた消費税負担の増加額



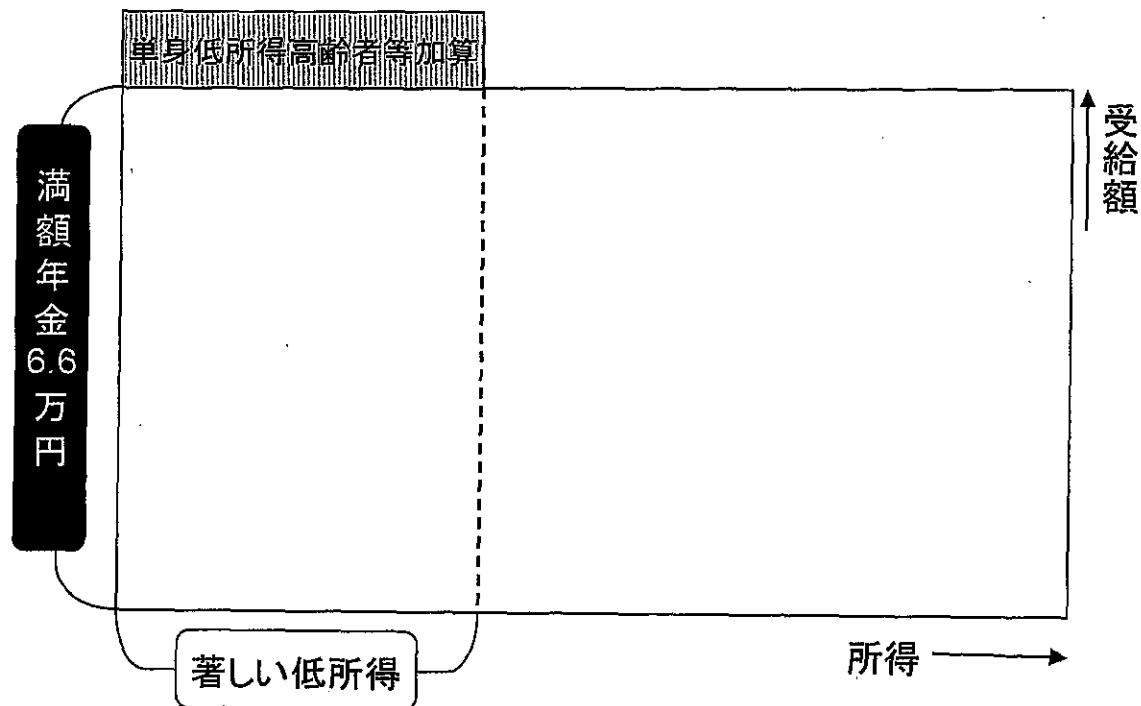
※1 国民年金被保険者実態調査によると1世帯当たりの国民年金第1号被保険者数は1.7人となっているため、保険料軽減額は国民年金保険料の1.7倍としている。また、保険料免除の適用区分の月収は、4人世帯における免除基準により設定している。

※2 パート・アルバイト等で厚生年金の適用となっていない者の世帯についても、このケースと同様になる。ただし、所得階層が比較的低い世帯が多いものと考えられる。

单身低所得高齡者等加算關係

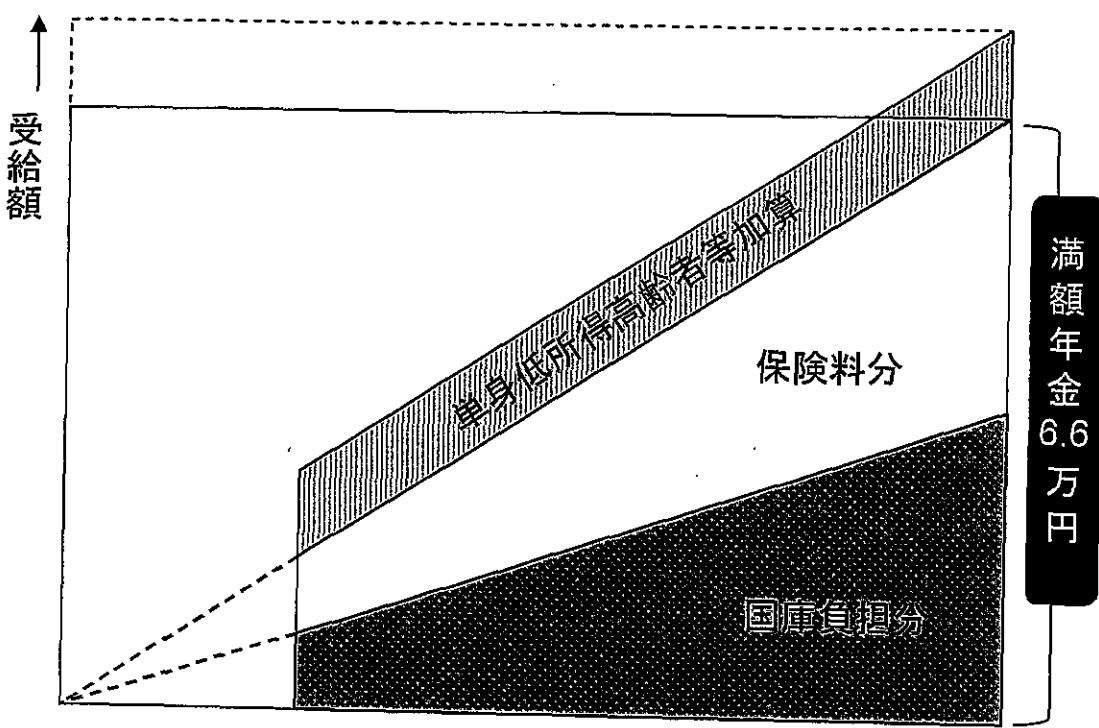
【単身低所得高齢者等加算】のイメージ

《所得でみた場合》



18

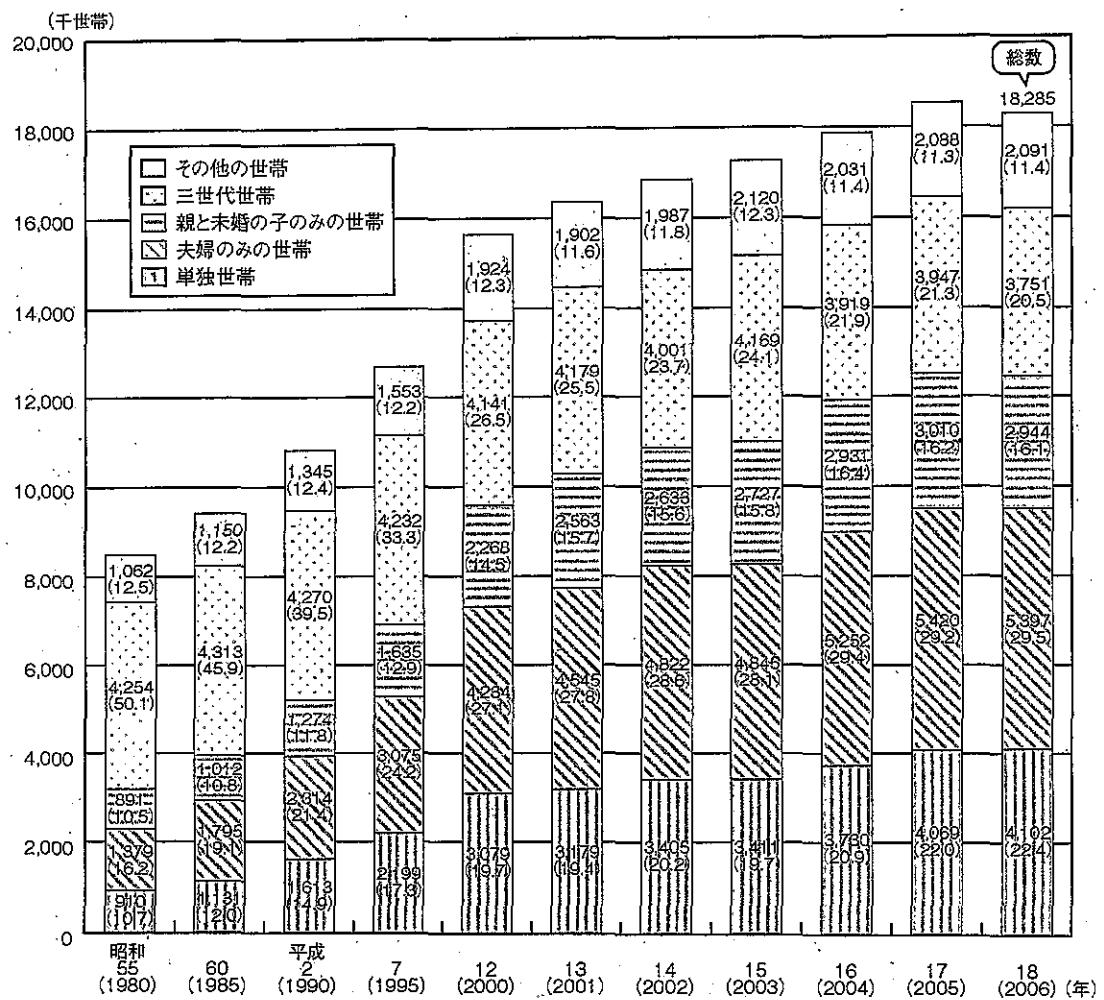
《保険料納付期間でみた場合》



保険料納付期間
(軽減保険料納付期間を含む) →

高齢者の世帯構成

65歳以上の者のいる世帯数及び構成割合（世帯構造別）

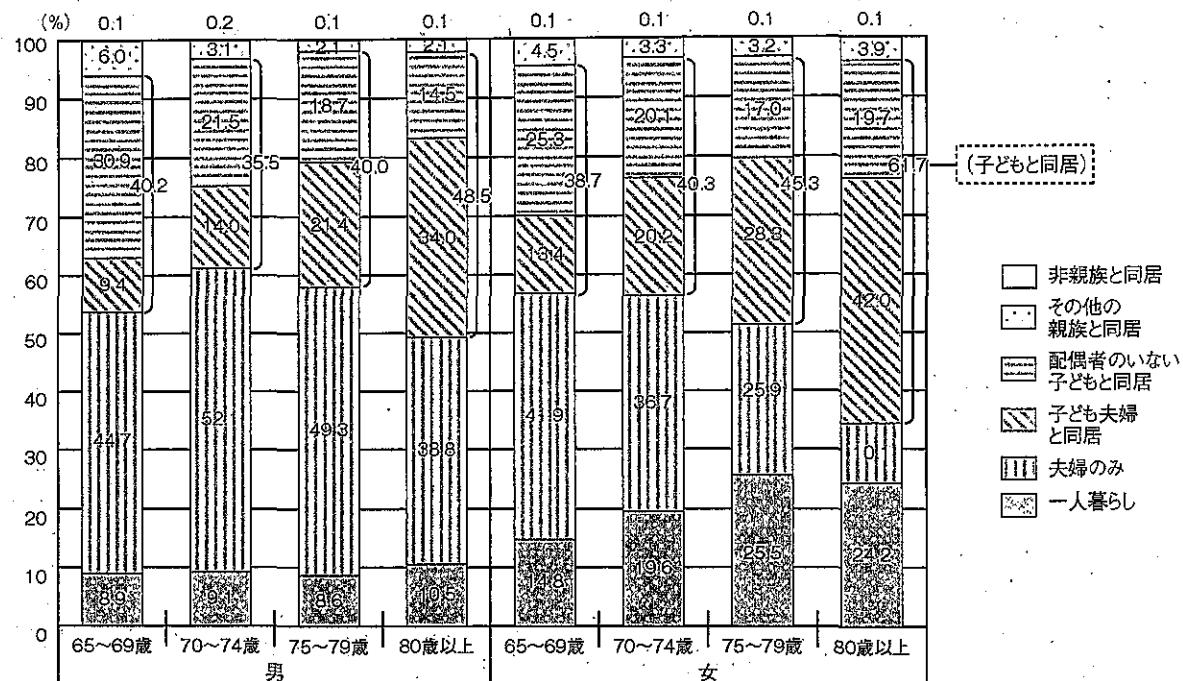


資料：昭和60年以前は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降は厚生労働省「国民生活基礎調査」

(注1) 平成7年の数値は、兵庫県を除いたものである。

(注2) () 内の数字は、65歳以上の者のいる世帯総数に占める割合 (%)

高齢者の男女・年齢階級別にみた家族構成割合



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(平成18年)

(注1)「一人暮らし」とは、上記調査における「単独世帯」のことを指す

(注2)（ ）内の数値は子どもと同居している者の割合（子ども夫婦と同居と配偶者のいない子どもと同居の合計）

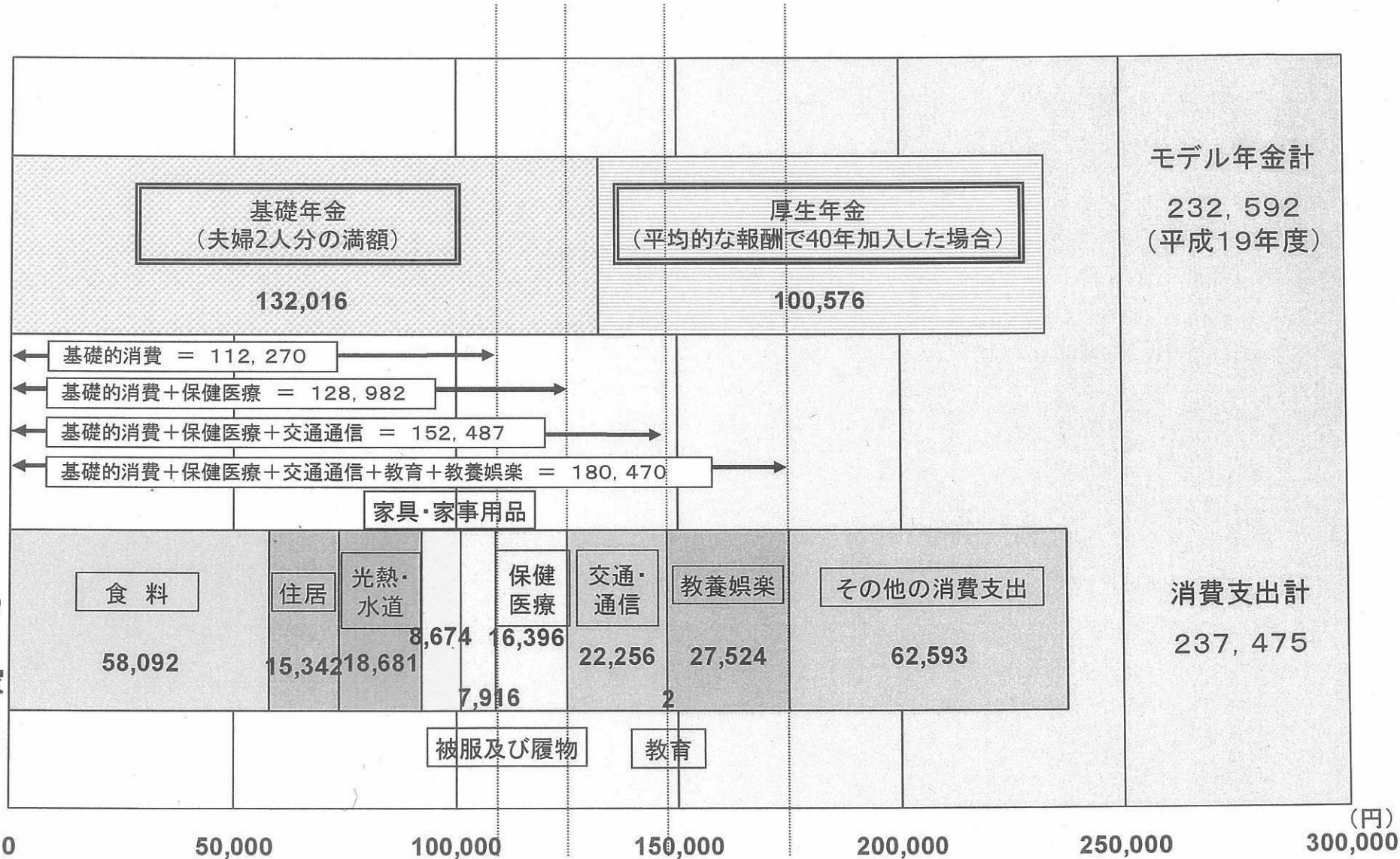
「平成20年版 高齢社会白書」より抜粋

夫婦2人高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

- 夫婦の基礎年金の水準を高齢者夫婦世帯(有業者なし)の家計と比較すると、衣食住をはじめとする老後生活の基礎的な部分をカバーする水準。

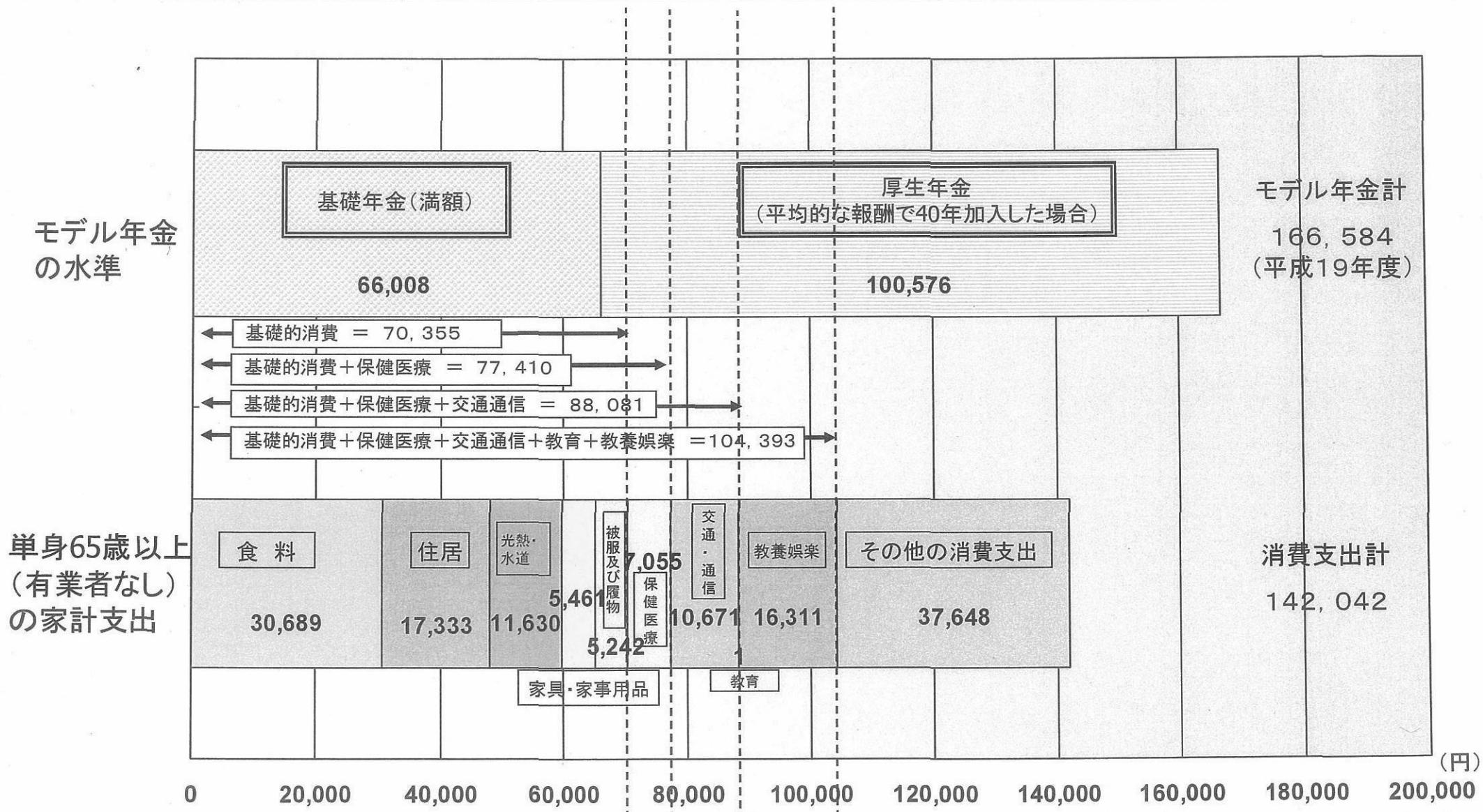
モデル年金
の水準

夫65歳以上、
妻60歳以上の
夫婦世帯(有
業者なし)の家
計支出



単身高齢者世帯の生計費と基礎年金の給付水準

- 基礎年金の水準（満額66,008円）を単身高齢者世帯（有業者なし）の家計と比較すると、基礎的消費支出をカバーするにわずかに足りない水準



(資料)平成19年家計調査年報(総務省統計局)

生活保護と公的年金の役割の違い

生活保護

- ⇒ 資産、能力等すべてを活用しても、なお生活に困窮する者に対する最低生活の保障及び自立の助長
- 基準：最低生活を保障する水準として設定。この水準で生活を営むことを想定。
 - 給付：就労収入、年金収入等を差し引いた不足分を給付。
資産、能力等を活用しているかどうかにつき、預貯金等の調査を厳格に実施。

公的年金

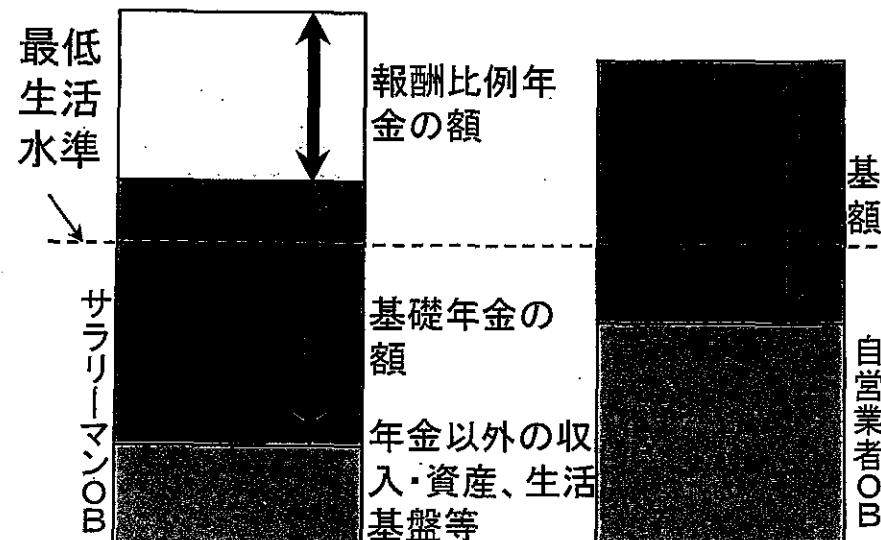
- ⇒ 高齢による稼得能力の減退を補てんし、老後生活の安定を図るもの
- 水準：現役時代の収入の一定割合を保障するとともに、老後生活の基礎的な費用に対応することにより、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて自立した生活を可能とするもの。
 - 給付：他の収入や資産の有無にかかわらず、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金を支給。

基礎年金給付の考え方

基礎年金は、老後生活の基礎的な費用に対応し、現役時代に構築した生活基盤や老後の備えと合わせて、一定の水準の自立した生活を可能とする考え方で水準が設定されている。また、受給時の個々の生活状況に関わりなく、現役時代の保険料納付実績に基づいた年金額が支給される。

年金の額

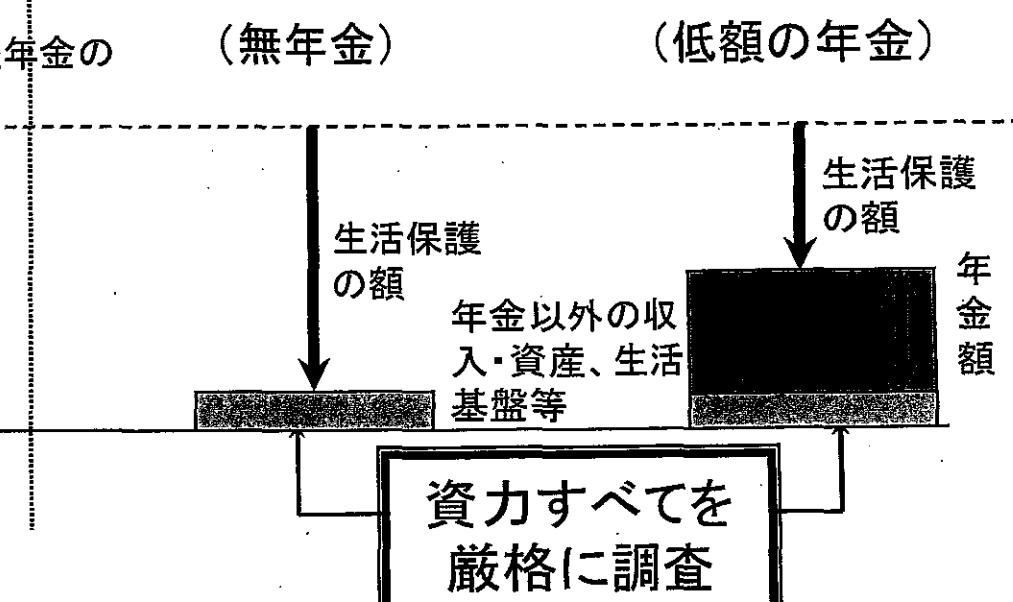
その他の収入や資産に関わりなく一律に支給



調査はない

(参考) 生活保護の額

まず、年金や家族の扶養、その他の収入・資産等の活用が優先



基礎年金月額と生活扶助基準額

- 基礎年金額を、単身の生活扶助基準と比べると、級地によっては生活扶助基準が高いが、夫婦の生活扶助基準と比べると同等程度の額である。
- 生活保護と公的年金の役割が異なることから、
生活保護の基準と公的年金の給付額は単純に比較できるものではないことに留意

◇ 基礎年金月額 66,008円 (夫婦合計: 132,016円) (平成20年度月額)

◇ 生活扶助基準額 (平成20年度月額、単位: 円)

世帯	構成	生活扶助基準額 (3級地-2 ~ 1級地-1)	<参考> 2級地-1 [県庁所在地等]
単身	65歳	62,640 ~ 80,820	73,540
夫婦	夫65歳、妻65歳の場合の1人平均	47,250 ~ 60,970	55,480
	夫婦合計額	94,500 ~ 121,940	110,960

(注)家賃、地代を支払っている場合は、これに住宅扶助が加算される。

《各国の公的扶助制度と高齢者に対する拠出制年金制度以外の所得保障》

国	公的扶助制度 (注1)	主な対象者	高齢者	失業者	母子	障害者	高齢者に対する 拠出制年金以外 の特別な所得保 障制度	制度の特徴	支給要件	扶養義務範囲
日本	生活保護	・資産、能力等を活用した上でも生活に困窮する者	○	○	○	○	なし	—		○父母など直系血族と兄弟姉妹 ○3親等以内の親族〔民法で規定〕
ドイツ	社会扶助 (注2)	・必要不可欠の生計費を自ら全くあるいは十分に調達できない者 ・年齢制限はなし	△	△	○	○	基礎保障 (注2)	○65歳以上の者及び18歳以上で継続的に稼得不能の者が対象。 ○生計扶助と同様に所得や資産の調査があるが、受給者について扶養義務を負う子や両親に対する求償は原則行われない。 ○社会扶助の実施主体である自治体が実施し、費用も負担。	○高齢者の場合、65歳。 ○ドイツ居住者。 ○所得・資産調査あり。	○血族又は姻戚と同一の世帯(血族=父母、祖父母、叔父母) 〔社会扶助法の扱い。基礎保障法では配偶者と高所得の両親・子に限定〕
フランス	最低社会復帰扶助 (R M I)	・収入の不足・欠如の者(失業の場合は、就業努力の実施が要件) ・25歳~	△	○	○	△	高齢者連帯手当 (A S P A)	○無年金・低年金者に対する補足的現金給付(財源は一般社会拠出金)。 ○年金制度と財源は異なるが、年金制度の保険者が制度を運営。	○65歳。 ○フランス居住者。原則居住期間要件なし。(EU外出身者は5年の居住期間が必要。) ○所得調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔R M I制度上の扱い〕 ※父母は含まない
スウェーデン	社会扶助	・資産がなく、所得が定める基準を元に市町村が決定する額以下の者 ・年齢制限なし	△	△	○	△	保証年金 (注3)	○一定額以上の年金額を確保するための国庫負担による所得比例年金への上乗せ給付。	○65歳 ○3年のスウェーデン居住期間が必要。 ○所得・資産調査なし。	○夫婦間と未成年の子供 〔親子法及び婚姻法で規定〕 ※父母は含まない
イギリス	所得補助	・フルタイム就労者でないため、失業者としての登録を求められない低所得者 ・16~59歳	×	×	○	○	ペニション・クレジット	○低所得の高齢者に対する税財源による補足的現金給付。 ○所得補助に比べて、給付要件や内容が寛大。 ○年金制度と同様に年金サービス庁が運営。	○保障クレジット:60歳 貯蓄クレジット:65歳 ○英國居住者で、現に滞在していること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔1948年の国民扶助法で親に対する扶養義務を撤廃〕 ※父母は含まない
アメリカ	貧困家庭一時扶助 (T A N F) (注4)	・未成年の児童、又は妊婦のいる低所得家庭	×	×	○	×	補足的保障所得 (S S I)	○高齢者、視覚障害者、障害者であって低所得のものを対象とした補足的現金給付。 ○年金制度と財源は異なるが、年金保険と同様に連邦政府の社会保障庁が運営。	○高齢者の場合、65歳。 ○米国の市民権を有するか又は認定移民(注7)であること。 ○所得・資産調査あり。	○夫婦間と未成年の子供 〔州法である家族法等で規定〕 ※父母は含まない
	一般扶助 (G A) (注5)	・失業保険、S S I、TANF等の対象となる者等	— (注6)							

○=対象、△=法律上排除されていないが運用上対象とならない者、×=法律上対象とならないことが明記されている者

- (注1)本表においては、各国における低所得者を対象とした税による代表的な公的給付を列挙した。各国において給付の対象者の範囲等が異なることに留意が必要。
- (注2)2003年1月からの導入当初は、基礎保障は社会扶助とは異なるものとされていたが、2005年の社会扶助改革により、基礎保障法は連邦社会扶助法とともに社会法典第12編に統合され、社会扶助の一類型として位置付けられている。社会扶助には、生計扶助、医療扶助、介護扶助などの類型があるが、基礎保障は、生計困難者一般を対象とする生計扶助についての特別制度に当たる。
- (注3)3年以上のスウェーデン居住期間があることが受給要件。なお、当該要件を満たせないような滞在期間の短い移民などに対しては、保証年金とは別に「高齢者生計費補助制度」から給付がなされる。
- (注4)貧困家庭一時的扶助(TANF)は、州政府により運営されており、州ごとに独自に給付額基準が設定されている。連邦政府は各州に補助金を交付。
- (注5)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府が独自に行う扶助施策の総称であり、失業保険や補足的保障所得(SSI)などの適用範囲に含まれない者や、それらの給付によってなお満たされない者を対象として、州若しくは地方政府が独自に財源を支出し実施されており、運営は実施主体により異なる。
- (注6)一般扶助(GA)は、州政府や地方政府の独自施策であるため、対象者も各州・地方政府ごとに異なる。
- (注7)認定移民とは、7年以上米国に居住する合法永住者、亡命者、難民等

【資料出所】

「主要各国における公的扶助制度の比較検証に関する調査報告書(平成15年3月)」(UFJ総研)、
「海外情勢報告(2005~2006)」(厚生労働省)などを元に厚生労働省年金局において作成。